

【生活再建部会報告】

多重債務者生活再生事業の実施状況について

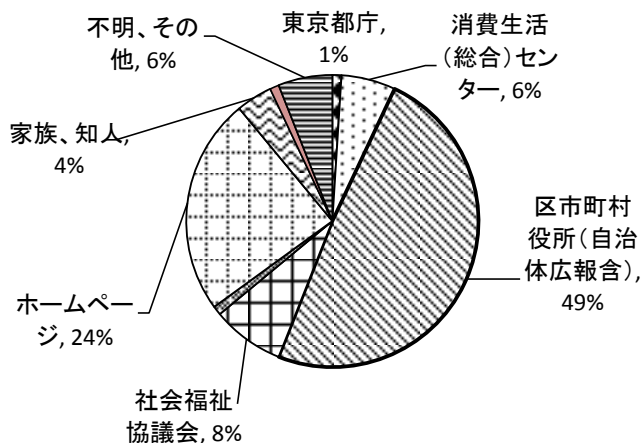
1 事業実績

※29年度実績は全て11月末時点のもの。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (前年同期比)	累計
新規相談件数	9	608	606	801	705	756	932	1,005	961	973	575 (-9.6%)	7,931
貸付件数		6	15	19	22	34	61	43	15	14	6 (-33.3%)	235
貸付金額(単位:千円)		6,590	16,350	30,200	32,070	61,400	125,370	83,520	33,620	24,400	11,180 (-27.4%)	424,700

〇29年度実績

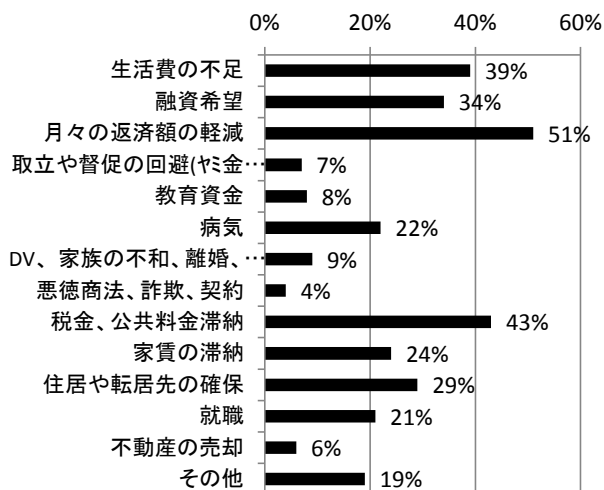
①アクセス



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
東京都庁	3%	3%	3%	3%	1%
消費生活(総合)センター	8%	9%	9%	8%	6%
区市町村役所(自治体広報含)	48%	44%	44%	48%	49%
社会福祉協議会	5%	9%	7%	7%	8%
法テラス、クレ・カウ協会	2%	1%	1%	0%	1%
ホームページ	23%	23%	27%	25%	24%
家族、知人	4%	4%	3%	3%	4%
ハローワーク	0%	0%	0%	0%	1%
不明、その他	7%	7%	6%	5%	6%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

最も多いのが「区市町村役所」(27年度～自立相談支援窓口からのアクセスも含む)で約半数を占めており、次いでHPで検索し直接来所する方も2割程度いる。

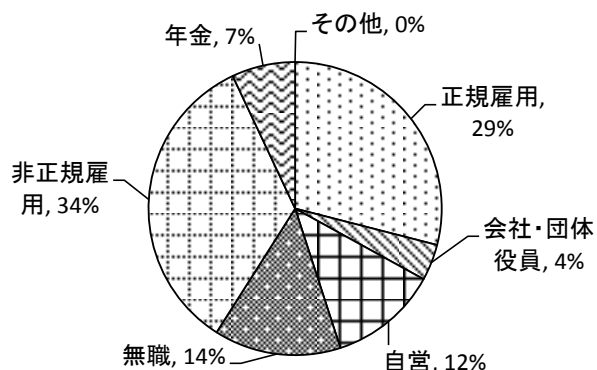
②相談内容(複数回答)



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活費の不足	47%	44%	54%	53%	39%
融資希望	52%	48%	44%	41%	34%
月々の返済額の軽減	36%	45%	47%	50%	51%
取立や督促の回避(ヤミ金融等)	3%	3%	4%	6%	7%
教育資金	7%	7%	8%	8%	8%
病気	6%	11%	16%	18%	22%
DV、家族の不和、離婚、養育費	5%	8%	10%	11%	9%
悪徳商法、詐欺、契約	2%	3%	2%	3%	4%
税金、公共料金滞納	64%	57%	48%	49%	43%
家賃の滞納	21%	22%	24%	24%	24%
住居や転居先の確保	7%	7%	14%	16%	29%
就職	6%	7%	11%	13%	21%
不動産の売却	4%	3%	5%	6%	6%
その他	24%	24%	14%	14%	19%

相談内容の多くは「生活費の不足」、「月々の返済額の軽減」、「税金、公共料金滞納」であり、28年度までは5割程度で推移していたが、29年度は「生活費の不足」と「税金、公共料金の滞納」が約4割と微減している。一方で、「月々の返済額の軽減」や「住居や転居先の確保」、「就職」などの内容が増加傾向にある。

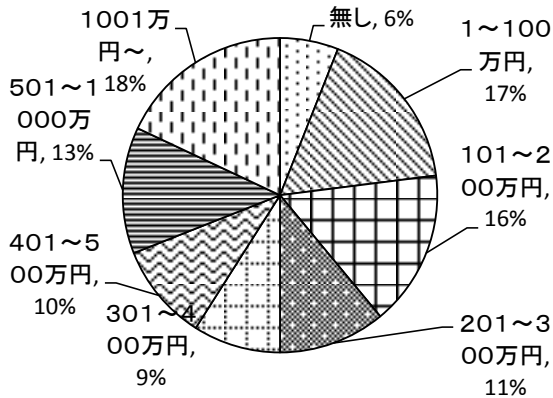
③職業別



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
正規雇用	40%	41%	32%	32%	29%
会社・団体役員	2%	1%	2%	3%	4%
自営	10%	12%	11%	11%	12%
無職	11%	7%	15%	13%	14%
非正規雇用	32%	33%	33%	34%	34%
年金	4%	4%	7%	7%	7%
その他	0%	1%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

例年、「正規雇用」、「非正規雇用」が共に3割程度を占めている。

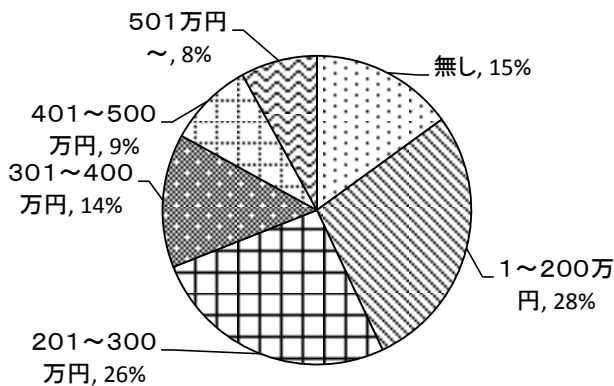
④債務残高



金額	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
無し	4%	5%	5%	6%	6%
1~100万円	17%	15%	16%	15%	17%
101~200万円	19%	20%	18%	20%	16%
201~300万円	17%	13%	14%	12%	11%
301~400万円	9%	11%	9%	8%	9%
401~500万円	7%	6%	6%	7%	10%
501~1000万円	10%	10%	13%	13%	13%
1001万円以上	19%	20%	19%	19%	18%
合計	100%	100%	100%	100%	100%
相談者一人当たり平均(万円)	798	746	793	743	745

例年、債務残高200万円以下の人が約4割を占めている一方、住宅ローンを抱えている等により、1,000万円以上の人でも2割程度いる。

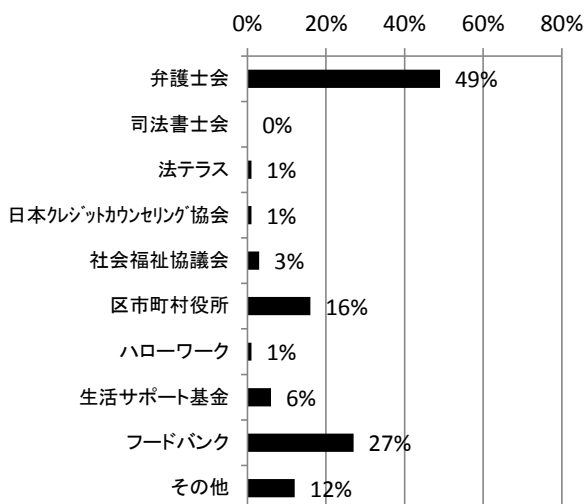
⑤年収



金額	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
無し	13%	10%	18%	18%	15%
1~200万円	20%	24%	24%	26%	28%
201~300万円	24%	24%	22%	23%	26%
301~400万円	21%	18%	15%	17%	14%
401~500万円	11%	12%	12%	7%	9%
501万円以上	11%	12%	9%	9%	8%
不明	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

ここ数年、年収300万円以下が微増傾向となっている。

⑥他機関への紹介(複数回答)



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
相談後に他機関を紹介した件数	290	310	331	249	320	
内訳	弁護士会	54%	65%	61%	61%	49%
	司法書士会	0%	1%	0%	0%	0%
	法テラス	3%	0%	1%	1%	1%
	日本クレジットカウンセリング協会	0%	0%	1%	0%	1%
	社会福祉協議会	4%	4%	2%	2%	3%
	区市町村役所	10%	10%	13%	10%	16%
	ハローワーク	0%	0%	1%	0%	1%
	生活サポート基金	21%	12%	11%	10%	6%
	フードバンク	-	-	-	-	27%
	その他	10%	13%	21%	24%	12%

「弁護士会」への紹介が最も多く、6割から5割で推移している。次いで、28年度までは「その他」に含めていた、「フードバンク」を紹介するケースが27%と多くなっている。

①関係機関との連携

(1) 関係機関の紹介・連携支援

- 相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村(自立相談支援機関や税務課)などの関係機関を紹介の上、連携して支援を実施。
- 債務問題に加え精神的問題を抱える方については、必要に応じ保健所や都の精神保健福祉センター等に協力を依頼し、適切な支援に繋がるよう連携。

(2) 関係機関への出張相談・同行支援

- 交通費が無い等、窓口来訪が困難な相談者に対し、区市町村役所等を利用した出張相談を実施。
- 相談者の状況に応じて、弁護士会や区市の相談窓口へ同行し支援を実施。

(3) 関係機関職員に対する研修

- 区市町村や社会福祉協議会などの担当職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施。
新任職員向け 2回、経験者向け 1回(第2回を2月に開催予定)
※詳細は、「情報連絡部会報告」のとおり

(4) 生活困窮者自立支援窓口と連携した支援を実施

【連携事例】

相談者(60代男性・警備会社)、妻(60代・パート・別居中)

- ・マンションの管理人がメーターが動いていないことを不審に思い、地域包括へ連絡。警察立会いの下、中に入ると1週間何も食べていない状況であった。地域包括支援センターから自立相談支援機関へ繋ぎ、支援開始。
- ・自宅が競売申立されており、対応策についての相談のため再生窓口に来所。
- ・妻から離婚申立てをされており、子供とも疎遠状態。本人は無気力状態で、ライフラインも全て止まっていた。
- ・自宅は手放したくないという意向有り。
- ・再生窓口のアドバイスにより、厚生年金の遡及手続きを行い、企業年金の一時金、生命保険の解約返戻金等を合わせると債務が完済できることが判明。今後は債務もなく、年金により生活が可能となった。
- ・各関係機関が連携し、迅速に対応したことにより、競売を回避し、生活の立て直しを図ることができた。

②事業の周知・広報

- 広報東京都(12月号)に窓口案内を掲載
- ホームページによる周知 ※検索「生活再生相談窓口」(<http://tokyo-saisei.jp/>)
- 「多重債務110番」(東京都消費生活総合センター)への参加
平成29年9月4・5日、平成30年3月(予定)
生活再生相談窓口相談員を会場に派遣し、電話相談、来所相談に対応。
- 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(東京都産業労働局)での事業紹介
平成29年6月15日、11月14日
会場でリーフレットを配布し、来場者からの問い合わせに都職員が対応
- 自殺対策との連携
 - ・「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加
リーフレット及び福祉保健局ホームページの参加機関一覧に相談窓口を掲載
 - ・「ゲートキーパー手帳」に相談窓口を掲載

③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上

(1) 事例検討会への精神保健福祉センター職員の参画

生活再生相談窓口寄せられる相談のうち、困難事例を共有し今後の対応を協議する事例検討会において、依存症など精神疾患が疑われる方への的確な対応を図るため、精神保健福祉センター職員の参加を依頼し、専門的な助言を得ている。

- 日 程：平成29年6月12日、12月6日 (年2回開催)
- 参加者：相談担当弁護士、生活サポート基金相談員、精神保健福祉センター職員、東京都職員

(2) 相談員に対する精神保健研修の実施(予定)

借金問題に加えてこころの問題を抱えている方へ、必要に応じて適切な相談窓口につなぐため、相談窓口職員の対応力向上を目的とした研修を実施。

- 日時：平成30年3月実施予定
- 参加者 生活サポート基金相談員、生活困窮者自立支援窓口職員